**ツーリズムEXPOジャパン2017大分県ブース企画提案募集要項**

１　目的

国内最大級の旅行博である「ツーリズムEXPOジャパン2017」において、大分県の旬の観光情報を発信し、国内外に向けておんせん県おおいたの認知度を高める。

２　募集概要

　　別紙仕様書のとおり

３　参加資格等

　（１）参加資格

　　　　参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

　　　①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。

　　　②　大分県から指名停止措置を受けていない者であること。

　　　③　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

　　　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者

キ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク　暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

　　　④　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。

　　　　　また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が

不健全であると判断される者でないこと

⑤　国税及び地方税を滞納していない者であること

（２）失格事項

　　　　次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①　この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき

　　　②　提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき

　　　③　提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき

　　　④　提出書類に虚偽または不正があったとき

　　　⑤　見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

（３）その他

２社以上による共同提案は可能とするが、契約の相手方は代表社１社のみとする。

提案書については代表社の責任において提出し、その他の参加社については、実施体制表に

その旨明記し、進行管理及びとりまとめ等は代表社の責任において行う。

４　企画提案書の提出等

　業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を６部作成し、提出期限までに提出すること。

Ａ４サイズ（片面印刷）。白黒、カラーは問わない。

（１）提出書類

　　　①　表紙（様式自由）

　　　　・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。

②　企画提案書（様式自由）

　・企画提案の提出は１社１案とする。

　・企画提案書にはレイアウト案、ブース来場者の増加を図る案を記載のこと。

 　　　（図面は、大分県の観光情報サイト［<http://www.visit-oita.jp/>］の“お知らせ”上にアップロードされている、ツーリズムEXPOジャパンの各種マニュアル等を参照のこと。）

③　見積書（様式自由）

　　　　　・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

　　　④　業務実施体制表（様式自由）

　　　　　・組織体制、受託責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等

を記載したもの。

　　　⑤　企業組織の概要（様式自由）

　　　⑥　同様の事業実施実績

（２）提出期限

　　　　平成２９年７月１０日（月）１７時

　（３）提出先

　　　　下記参照

　（４）提出方法

　　　　持参又は郵送又はEmailによる。

・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前９時から午後５時（正午から午後１時までの間を除く）に提出先に持参すること。

５　審査の実施

（１）審査方法

主催者にて審査を行う。

（２）審査結果の通知

　　　　審査結果については、速やかに全ての提案者に通知する。

（３）審査基準

　　① 企画提案内容

　　　・企画力

　　② 業務実施体制

　　　・業務全体の実施体制

　　③ 過去の実績

　　　・過去の同種又は類似業務実績

　　④ 見積額

　　　・見積書の積算内容の妥当性

　　⑤ 総合評価

６　その他

　・企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

　・提出された企画提案書は返却しない。

・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。

　・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

問合せ先・提出先

（公社）ツーリズムおおいた　奈良　裕

　〒870-0029大分市高砂町２番５０号オアシスひろば２１　３階

　EL：097-536-6250　新FAX：097-536-6251　Mail.nara@we-love-oita.or.jp